

**消防法施行規則、平成元年消防庁告示第 4 号、平成 14 年消防庁告示第 8 号及び平成 20 年消防庁告示第 19 号の一部改正について**

令和 2 年 4 月  
消防庁 予防課

**【概要】**

政府全体において、行政手続等のオンライン化の推進をはじめとする行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進に係る検討が行われていることを踏まえ、「令和元年度火災予防の実効性向上作業チーム」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院教授）において、消防行政に係る行政手続の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化の推進に係る検討を行った。

検討の結果を踏まえ、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）等で定めている各様式において求めている押印のうち、本人性等の確認が必ずしも必要とされない者の押印については不要とするため、各様式中の㊟マークを削除するとともに、所要の規定の整備を行うこととする（改正対象となる様式は、以下のとおり。）。

【届出・報告等が必要なもの】	【現行の要押印者】	【改正後の要押印者】	【届出様式】
防火管理に係る消防計画 （消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）第 3 条の 2 第 1 項）	防火管理者 管理権原者	防火管理者	規則別記様式第 1 号の 2 （規則第 3 条第 1 項関係）
防災管理に係る消防計画 （令第 48 条第 1 項）	防災管理者 管理権原者	防災管理者	規則別記様式第 1 号の 2 （規則第 51 条の 8 第 1 項関係）
全体についての防火管理に係る消防計画 （令第 4 条の 2 第 1 項）	統括防火管理者 管理権原者	統括防火管理者	規則別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 （規則第 4 条第 1 項関係）
全体についての防災管理に係る消防計画 （令第 48 条の 3 第 1 項）	統括防災管理者 管理権原者	統括防災管理者	規則別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 （規則第 51 条の 11 の 2 関係）
消防用設備等・特殊消防用設備等 検査済証 （消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 3 の 2）	消防長又は消防署長 検査員	消防長又は消防署長	規則別記様式第 1 号の 2 の 3 の 2 （規則第 31 条の 3 第 4 項）
消防用設備等試験結果報告書 （法第 17 条の 3 の 2）	試験実施者	—	平成元年消防庁告示第 4 号別記様式第 1 から別記様式第 38 まで （規則第 31 条の 3 第 5 項）
防火対象物点検結果 （法第 8 条の 2 の 2 第 1 項）	防火管理者 立会者	—	平成 14 年消防庁告示第 8 号別記様式第 2 （規則第 4 条の 2 の 4 第 3 項関係）
防災管理対象物点検結果 （法第 36 条第 1 項）	防災管理者 立会者	—	平成 20 年消防庁告示第 19 号別記様式第 2 （規則第 51 条の 12 第 2 項関係）

**【施行期日】**

これらの省令及び告示は、公布の日から施行する。ただし、施行日から起算して 6 月を経過するまでの間は、これらの省令及び告示による改正前の様式を使用することができることとする。